

中小企業へのマッチング支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

1 プロポーザルの趣旨

本業務委託においては、民間事業者のノウハウと創意工夫を最大限に活かすことが有効であることから、業務内容についての技術提案を求めるプロポーザルを実施する。

2 応募資格

参加予定者が本件プロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすこととする。なお、基準日については、公募開始の日とする。公募開始は、本募集要項を、区公式ホームページに掲出し、公開した日（令和 8 年 1 月 21 日（水））とする。また、契約時までに応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 都内に本社、支社、営業所等を有する法人であって、本事業を的確に遂行できる能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。
- (2) 業務責任者が求職者の雇用情勢や就職活動等に関する知識及び技術を有すること。
- (3) 令和 5 年度以降、業務責任者による類似業務の実績があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (5) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。
- (6) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (7) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適応を申請した者にあっては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (9) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者にあっては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (10) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成 13 年 10 月 1 日 13 新総財第 550 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (11) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 3 日 23 新総契契第 2218 号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (12) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (13) この企画提案の公募開始の日から過去 6 ヶ月以内に、労働関係法令により行政処分を受けていないこと。
- (14) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条に基づく有料職業紹介事業の許可または同法第 33 条に基づく無料職業紹介事業の許可を受けていること。

3 参加手続き

(1) 応募書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の書類をそろえて令和8年2月3日（火）午後3時までに事務局へ提出すること。なお、提出方法は原則として持参とし、あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡するものとする。また、下記提出物の返却はおこなわない。

ア 企画提案応募申込書（様式1）	1部
イ 誓約書（様式2）	1部
ウ 企画提案書（様式3）	7部

※企画提案書は、様式3を用いて作成し、表紙を除き16ページ以内に収め、ページ番号を付けること。なお、記載欄は必要に応じて拡張、縮小して差し支えない。

※A4判縦長、横書き、文字サイズ10ポイント以上、両面印刷（表紙を除く。）とし、左上1か所をとじること。

エ 見積書（様式4）	7部
------------	----

※消費税及び地方消費税について、小数点以下は切り捨てとする。

オ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る。）	1部
--------------------------	----

※企画提案書の提出日から過去3か月以内に交付されたものとし、コピーは認めない。

カ 定款又は寄付行為の写し	1部
---------------	----

キ 決算書（直近のもの）	1部
--------------	----

ク 事業概要を説明したパンフレット・リーフレット等	1部
---------------------------	----

※事業概要の様式は問わず、通常の広報で使用しているものでよい。

ケ 職業安定法第32条の4に基づく許可証の写し	1部
-------------------------	----

※基準日において有効期間内であること。

(2) 提出部数

ア 正本1部（上記（1）の全ての書類）
イ 副本6部（上記（1）ウ、エの書類）

(3) 留意事項

ア 企画提案数は、1法人につき1件とする。
イ 別に定めた様式のある書類については、所定の様式を用いること。
ウ 副本においては、法人名を特定する表現の使用をしないこと。すでに名称が記載されている書類等は塗抹する等して特定できないようにすること。

4 応募事業者の取下げ

プロポーザルでは、受付期間中、応募を取り下げができる。取り下げる場合は、令和8年2月3日（火）午後3時までに「取下書」（様式5）を事務局へ提出すること。なお、提出方法は原則として持参とし、あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡するものとする。

5 応募事業者の失格

応募事業者が次に掲げる条件のいずれかに該当したときは、失格とする。

- ア 本募集要項に定める手続を遵守しないとき。
- イ 応募書類に不足があったとき又は虚偽の記載があったとき。
- ウ 応募資格の要件を満たさなくなったとき。
- エ 見積額が7（2）の委託契約上限額を超えるとき。
- オ その他本募集要項の条件に適合しないとき。

なお、選定の結果、受託候補者となった応募事業者が、契約の締結までの間に当該要件を満たさなくなったとき、又は、契約を締結しないときは、次点の応募事業者と契約交渉を行う場合がある。

6 質疑・回答

（1）参加予定者の質疑

参加予定者は、プロポーザルに関して質疑を行うことができる。質疑にあたっては、質問書（様式6）を以下のとおり提出する。なお、送付後に電話で事務局に質問書が届いていることを確認すること。電子メール又はFAX以外の方法（電話、事務局窓口など）による質問、応募以外に関する質問には、一切応じない。

・提出期間：令和8年1月22日（木）午前8時30分から令和8年1月28日（水）午後3時まで

・提出方法：電子メール又はFAXによる送信とする。

電子メール shohi-c@city.shinjuku.lg.jp

FAX 03-5273-3110

（2）質疑に対する回答

寄せられた質問に対する全ての回答を、令和8年1月30日（金）正午までに区公式ホームページに掲載する。

7 契約内容

（1）契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（2）委託契約上限額

17,319,500円（税込）

（3）委託内容

中小企業へのマッチング支援事業業務委託

別紙1-1 中小企業へのマッチング支援事業業務委託参考仕様書のとおりとする。

（4）契約の締結、業務の執行

契約の決定については、令和 8 年度予算成立後、その予算の範囲で別途行う。なお、企画提案し選定された事業の内容、規模等については、双方協議の上、変更する場合がある。

8 契約予定日 令和 8 年 4 月 1 日

9 企画提案事項

企画提案書に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 官公庁からの類似事業の受託実績（過去 3 か年度のみを記載すること。）

就職支援や企業の採用支援等、類似事業の受託実績があれば、官公庁名、受託年度、事業名、事業概要（目的、対象者、人数、実施事項等）、実施期間、受託金額などの実績を具体的に記載すること。

(2) 運営体制

ア 本事業に従事する組織及びその組織の補佐又は管理監督する組織を記載すること。

イ 従事者予定一覧（役職、経歴、保有する資格等）ただし、未定の者はわかる範囲で記載をすること。

(3) 事業目標及び実施方針、スケジュール

ア 目標就職者数とその根拠

イ 就業機会に係る現状と課題及びこれらを踏まえた事業実施方針について

ウ 事業実施スケジュール

(4) 業務の実施方法

ア しごと図鑑の運用・管理に関すること。

(ア) コンテンツ移行、CMS の導入

(イ) トップページの作成

(ウ) しごと図鑑の運用

(エ) しごと図鑑の管理

イ 求職者向けセミナーの実施に関すること。

(ア) 求職者向けセミナーの内容（テーマ・講師等）

(イ) 求職者向けセミナーの視聴者募集方法

ウ 合同企業説明会または面接会の実施に関すること。

(ア) 合同企業説明会または面接会の内容

(イ) 合同企業説明会または面接会の参加者および参加企業の募集方法

エ 職場見学会（仮称）の実施に関すること。

(ア) 職場見学会（仮称）の内容

(イ) 職場見学会（仮称）の参加者および訪問先企業の募集方法

オ 広報活動に関すること。

(ア) しごと図鑑認知度向上の広報活動内容、手法

- (イ) セミナーおよび合同企業説明会の広報活動内容、手法
 - (ウ) 事業周知のための SNS・HP 等
- (5) その他独自提案・取組等

10 事前審査（書類審査）の実施

提出された企画提案書等について、次に掲げる点について不備がないか事務局が事前に審査を行う。

- (1) 審査事項
 - ア 本募集要項に定める手続きを遵守しているか。
 - イ 提出すべき応募書類が提出されているか、明らかに虚偽が疑われる記載がないか。
 - ウ 応募資格を満たしているか。
 - エ 見積額が 7 (2) 委託契約上限額を超えていないか。
 - オ その他、本募集要項の条件に適合しているか。

(2) 事前審査における条件不備

事前審査の結果、上記に掲げる点のいずれかの条件に不備があったときは、5に定める応募事業者の失格条件に該当するものとして、区が別に定める「中小企業へのマッチング支援事業業務委託に係る事業者選定委員会設置要領」に基づいて設置する中小企業へのマッチング支援事業業務委託に係る事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）に報告する。なお、失格となった場合の結果通知は、第一次評価の結果通知の際に行う。

11 企画提案の評価（選定）方法

事前審査を通過した企画提案等について、選定委員会が、以下のとおり選定を行う。

- (1) 第一次評価（書類評価）

事前審査の結果及び企画提案書をもとに評価し、上位 3 者程度を、第一次評価を行う事業者として選定する。ただし、評価点の合計点が全体の 60 パーセントに満たない場合は、第二次評価を行う事業者として選定しない。

なお、評価結果については、第一次評価終了後、参加者に対して郵送及び電子メールにより通知する。

(2) 第二次評価（プレゼンテーション及びヒアリング）

第二次評価を行う事業者を対象に、指定する日時及び場所において、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。プレゼンテーションは、企画提案書に記載した事項について行うこと。プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、業務責任者をあわせて 2 名以内とし、次のとおり行う予定である。

【日 時】令和 8 年 3 月 13 日（金）に予定しているが、変更となる場合がある。

※実施日等は第一次評価終了後に電子メール等により通知する。

(3) 評価基準

「評価基準」(別紙2)のとおり。

(4) 受託候補者の選定

特別の事情がある場合を除き、見積書の金額が委託契約上限額を下回る事業者のうち、第二次評価の評価点に見積書の金額を基に算出した価格評価点を加えた値の最高点者を受託候補者として選定する。ただし、第二次評価の評価点の合計点が配点合計の60パーセント以上であることを条件とする。

1.2 スケジュール(予定)

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和8年1月21日(水)から令和8年2月2日(月)午後5時まで

イ 配布方法

(ア) 区公式ホームページへの掲出

(イ) 事務局窓口配布 平日午前8時30分から午後5時まで

(2) 参加手続き

ア 受付期間

令和8年1月21日(水)から令和8年2月3日(火)午後3時まで

イ 提出方法

3.(1)(2)に定める提出書類を一括して事務局に原則持参すること。なお、事務局と協議のうえ、他の提出方法に代えることも可とする。

(3) 質問書の受付

ア 受付期間

令和8年1月22日(木)午前8時30分から令和8年1月28日(水)午後3時まで

イ 提出方法

電子メール又はFAXによる送信とする。

(4) 第一次評価

令和8年2月6日(金)(予定)

(5) 第一次評価の選定結果の通知

令和8年2月20日(金)(予定)

(6) 第二次評価

令和8年3月13日(金)(予定)

(7) 第二次評価の選定結果の通知

令和8年3月19日(木)(予定)

1.3 留意事項

(1) 提出物の取扱い

企画提案書等の提出物については、区の所有物として区が保管、管理又は廃棄し、参加者へは返却しない。参加者は著作権法に規定された著作権者としての権利を主張しないものとし、企画提案書等の提出物は理由の如何にかかわらず返却しない。

(2) 本件プロポーザルは、業務の受託候補者を選定するため行うものであり、契約の決定は別途行う。

(3) 契約にあたっては、採用された企画提案書の内容について、区は受託者と協議のうえ、変更することができるものとする。

(4) 参加経費等

プロポーザルの参加に要する経費は、参加者及び参加予定者が負担するものとし、区はいかなる経費も負担しない。

(5) 適正な手続きの順守

申請書類の虚偽記載の場合、無効とする。また、中小企業へのマッチング支援事業業務委託に係る事業者選定委員との接触を禁ずるものとし、違反した場合には評価対象から除外する。

(6) 新宿区公契約条例（令和元年新宿区条例第2号）に定める労働環境の適正性の確認について理解し、適用対象となった場合は契約締結後に必要な書類（労働環境確認報告書等）を提出すること。

(7) 提出された企画提案書等は、新宿区情報公開条例（平成13年3月23日条例第5号）の公文書公開請求の対象となる。

1.4 各種書類の提出先及び問合せ先

新宿区文化観光産業部消費生活就労支援課消費生活就労支援係

所在地 〒160-0022 東京都新宿区新宿五丁目18番21号 新宿区役所第二分庁舎3階

電話 03-5273-3925（直通）

FAX 03-5273-3110

電子メール shohi-c@city.shinjuku.lg.jp

ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>